



請 願 書

小浜公園の桜を守るための請願書

2026年9月9日

小浜市議会

議長 竹 本 雅 之 様

請願者 松 宮 弘 恵 外3名

(連絡先等別紙請願者名簿のとおり)

紹介議員 岡 泰 宏

小浜公園の桜を守るための請願書

第1 請願の趣旨

憲法16条及び地方自治法124条に基づき、以下のとおり請願します。

請願者らは、別紙添付の署名簿により、小浜公園のサクラを守ること等についての賛同者をつのり、添付のとおり1800名を超える賛同を得ています。頭書請願者らは、本請願の趣旨を実現していただけますよう求め請願します。

- 1 小浜市の「小浜公園エリアデザイン向上整備計画（令和8年6月）」（以下「本件整備計画」といいます。）では、別紙添付小浜公園計画平面図のとおり「サクラ（老木）を撤去したあとにモミジを植栽する」案として、旧ローラースケート場の周り以外のサクラを伐採する案が〔一次整備案〕及び〔最終整備案〕のイメージとして掲載されています。

しかし、この〔一次整備案〕及び〔最終整備案〕は、小浜市民の意見を公正に反映したものとはいえません。加えて、小浜市営公園の設置及び管理に関する条例（以下「公園設置管理条例」といいます。）7条では、「竹木を伐採し、もしくは植物を採取し、またはこれらを損傷すること」は原則禁止とされ（7条（1）号）、また市長といえども、「公園の損壊その他の理由によりその利用が危険であると認められる場合、または公園に関する工事のためやむを得ないと認められる場合」でなければ、公園の利用を禁止し、または制限することができません（8条）。公物たるサクラの市長

による伐採は、上記各規定の趣旨に羈束されています。

したがって、上記〔一次整備案〕及び〔最終整備案〕が現時点においては、小浜市における最終決定案でないことの確認を求めます。

- 2 上記〔一次整備案〕では、「サクラの老木を撤去したあとにモミジを植栽する」案がしめされています。さらに老木を中心に20本から30本を伐採そのあとにモミジを植栽する案も明らかにされています。

しかし、公園管理条例7条及び8条の趣旨並びにサクラ再生を求める市民の声に照らし、桜守を育て地元の植木業者の協力を得て、サクラ老木を再生させ又は連作障害に強い代替サクラを植栽することを求めます。

- 3 上記〔最終整備案〕では、旧ローラースケート場の周り以外の全てのサクラを伐採する案が示されています。

しかし、公園設置管理条例7条及び8条の趣旨並びにサクラ再生を求める市民の声に照らし、旧ローラースケート場の周りのサクラや、その中の枝垂れサクラは存置し、それ以外の区域においても、上記2と同様に、サクラ老木を再生させ又は代替サクラを植栽し、老木でないサクラはそのまま育てることを求めます。

- 4 モミジは、喫茶店近くの大樹が1本あれば、これを起点にして町の駅的車などを活用して公園山頂周辺のみごとなモミジ群に秋の観光客を呼び込むことはできます。小浜公園平地部のサクラは再生又は代替サクラの植栽により、長く厳しい冬を超えて花見に集う小浜市民の憩いの場として、これからも存続させることを求めます。

- 5 上記〔一次整備案〕及び〔最終整備案〕では、市の花であるツツジさえも低木として撤去し、階段護岸とすることが提案されています。

しかし、公園設置管理条例7条及び8条の趣旨並びにツツジを市の花として制定した趣旨に照らし、ツツジは撤去しないこととし、青井川上流の高成寺門前においてツツジ撤去を伴うような階段護岸は設置しないことを求めます。階段護岸は川下に1か所あれば水遊びのためには十分です。このほか、柵やチェーンや段差を撤去すれば公園には入りやすくなるのですから、現存する低木は、できる限り伐採しないことを求めます。

- 6 蘇洞門のモニュメントは、これまでの小浜公園のシンボルでした。今後

は、これを見て CNN が選んだ日本の風景 3 1 選である蘇洞門観光へ外国人観光客を導くための動線としても存置すべきです。また、上記 4 のとおり、喫茶店近くのもみじを 1 本シンボルツリーにすれば足りるので、ホオノキをシンボルツリーにする必要はありません。旧ローラースケート場は芝生として、長い冬を超えて集う小浜市民の憩いの陽だまりの場にしてください。

第 2 請願の理由

1 「小浜公園エリアデザイン向上整備検討委員会」の意見決定手続についての疑問

小浜公園・ローラースケート場の周り以外の多くのサクラを伐採しもみじを植えること（地図赤●）を提案する「小浜公園エリアデザイン向上整備検討委員会」（以下「本委員会」といいます。）の議事録・資料をふまえると、本委員会の意思決定手続について以下のとおりの疑問があります。

① 本委員会の市民代表や協賛団体の委員名は、公人・公的法人であるにもかかわらず、市民には秘密（非公開）です（席次表参照）。また、委員会の委員長及び副委員長は選出されておらず、意思決定手続も議事録及び配布資料からは不明です。審議の流れを記録した録音データも非公開です。氏名を明らかにしない委員によって、また、委員長・副委員長も定まっていない委員会において、審議の流れをも秘密にして、何十年もの間市民や近隣の方々に愛でられてきた、60 年以上前に中学生が植えた思い出深い老木などを数多く伐採を決定したものと取り扱うことは、手続きとして不公正です。

② 「小浜公園エリアの目指す方向性（整備コンセプト）を考えるためのアンケート」を実施したと報告されていますが（本委員会第 2 回）、周知が十分ではなく、回答は一般人 154 名・中学生 277 名にとどまっています。直近で小浜地区だけでも人口 3359 人 1550 世帯であるところ、市民の意向を聴取したというには、全市的に広報して、少なくとも無作為に 1000 人の回答を得なければ、市民の全体的意向として統計学上有意ある市民の意向を聴取したとはいえません。

加えて、そのような少数の意向聴取においてもなお、公園の過ごし方

花見とする一般人50名、中学生62名・桜がきれいとする者104名とあるように、公園のサクラは誇りであり評判でした。しかも、このアンケートでも、モミジの植栽を求める声は一切ありませんでした。

以上を踏まえて、請願の趣旨第1項ないし第3項を提案しています。

- ③ アンケートには、「青井川に近寄りにくい」、「樹木が生い茂っている」との意見もありますが、青井川の対岸（海望山の麓）は、福井県の所管です。樹木の伐採については、嶺南振興局の許可が必要ですが、福井県と小浜市が協力して小浜公園の山全体をより一層愛でることができる整備計画になっていません。整備計画の練り直しが必要です。

嶺南振興局にもお願いして、青井川の対岸、海望山の麓から展望台や星の広場のある山頂までの、小浜公園全体の計画を立ててください。佐久間艇長像から護国殿を経て山頂に至る通路、高成寺裏海岸から山頂に至る道路の整備、途中の石畳ベンチのある展望場所も樹木の適正配置・管理ができていません。海望山全体の整備を、ボランティア任せにしないで、山全体を、モミジとサクラの山として、奈良・吉野山のように、小浜市街地からも見ごたえのある、かつ既存の展望場所からも小浜市街を見渡せるような山にすべきであると考えます。そのために、公園山頂のモミジ群を活用するべく、請願の趣旨第4項を提案しています。

小浜公園全体を整備して、今のままのサクラを再生するとともに、今ある山頂付近のモミジを生かすことで、サクラとモミジを生かすことを請願しています。ハウノキは、小浜市民にとってなじみはありません。これを旧ローラースケート場のシンボルツリーにする必要はありません。同所は、芝生で市民が集う場として存続してください。

- ④ 「青井川と公園が低木で分断」と指摘されていますが（第2回委員会資料）、青井川の下流部分（梅田雲浜頭彰碑前から海岸に至る場所）では水遊びは既にできています。数年前には春の風物イサザ採りも楽しめました。青井川での水辺遊びは、梅田雲浜頭彰碑前から海岸に至る場所で、既設のコンクリート河畔に行きやすい階段1つを作ることで十分ですが、親水空間の整備というならば、この下流部分に限定して下さい。また、子どもの遊び場なら、旧市立保育園跡地である未使用の駐車場も利

用してください。さらに、柵やチェーンや段差をなくせば入りやすい公園になりますから、今ある低木もできる限り存置すべきです。

- ⑤ 本委員会では、青井川の上流部分(佐久間艦長像への登り口から上流)は、ツツジを残すべきかどうか、市民の声をふまえた細かい議論がなされていません。サクラが終わると、みごとに手入れされたツツジも愛でています。ツツジは市の花と決定されています(昭和49年6月27日告示)。十分なハチの巣対策などをしないままに、これを一律に伐採する必要はありません。「樹木が生い茂っている」青井川の対岸を、嶺南振興局の許可を得て伐採すれば、青空空間は広がります。名刹高成寺の門前を風格あるものとして彩る上流部分のツツジは保存すべきです。

- ⑥ 本委員会第3回(2026年2月4日開催)で、突然、桜(ソメイヨシノ)の取り扱いと「紅葉の名所」への転換が議論され、「老朽化した桜は安全対策のため撤去(伐採・更新)をやむを得ない」と判断し、「桜の名所」から「紅葉(モミジ)の名所へのコンセプトを転換する」ことが結論とされているようです。

しかし、上記①のとおり誰がどのような発言をしたか、また結論に至るの意思決定手続きや議論の流れも秘密にしたままで、不明確なままです。

また、老木といえどもサクラは生きとし生けるものです。長く厳しい冬を超えて集う憩いの場において、みんなで手塩に育て愛でてきた小浜公園のサクラを、なぜ一律に伐採するのですか。その合理的な説明がありません。「桜の名所」から「紅葉の名所」への転換の方針も、1本1本、サクラの樹齢を調べてのことではありませんでした。市制70周年記念植樹のサクラの管理も十分ではありません。「大樹の根を大切に守ることは、国の根を養うことと無関係ではない」(水上勉『在所の桜』94頁)。添え木もしてでも老木を守る、日本人の文化を大切にしてください。

小浜公園の老いたサクラも、桜守を育て市民のボランティアによるサクラ再生を計画し、妙祐寺・しだれ桜や若狭町関・楊貴妃桜のように末永く見守るために、基金作りなどを提案すべきです。小浜市長の公約のふるさと納税や、クラウドファンディングもそのために活用すべきです。

他の自治体では、連作障害を克服する、サクラ再生計画が主流です（署名簿裏面「疑問なぜ？」下団記載再生計画参照）。サクラは、連作障害に強い種類に変えて土壌消毒や新しい土壌の客土によって再生できます。東京・目黒区や名古屋市黒川など全国の自治体では、サクラ再生の実行計画が進められています。地元の造園業者や植木職人等にも依頼して、小浜市中井の妙祐寺のしだれ桜や若狭町関の楊貴妃桜とともに、生きとし生けるサクラ再生のため、基金こそが予算化されるべきです。

上記①のとおり誰がどのような発言をしたか不明確、委員長による意思決定と議論の流れも不明なままに、多くのサクラを伐採し、「桜の名所」から「紅葉の名所」に転換するという議論に至るのは、手続において非民主的であり、およそ責任ある「決定」とはいえません。

- ⑦ モミジの名所としては、小浜公園頂上の展望台周辺をモミジの名所にすることを提案します。市の計画は、かつては子どもの遊び場であった佐久間艦長像から護国殿を経て展望台に至る通路や海岸から登る通路が生かされておらず、展望台と星の広場周辺の大きなモミジの群れを生かす計画になっていません。小浜公園ではサクラについて、未だ連作障害が現実のものとなっていないかもしれませんが、もし仮にサクラの連作障害が重症であれば、一本一本、連作に強い品種に変えて、更生させるべきです。また展望台に至る里山全体を、奈良・吉野山のようなサクラの名所にすることも考えられます。例の事件以来、人が寄り付かなくなった感がありますが、世界の平和を求める海望山として作り替えを提言していただきたく存じます。

- ⑧ 蘇洞門のモニュメントは、これまでの小浜公園のシンボルでした。加えて、CNN（アメリカに本社を置く世界的な専門放送局）が選んだ日本の風景31選の一つが蘇洞門です。小浜市民の想定以上に注目されているのですから、このモニュメントも、これまで以上に、蘇洞門に観光客を呼び込む動線として活用すべきです。

- 2 以上、小浜市長と小浜市議会の英断に期待して、小浜公園のサクラ再生を求める1800名以上の賛同者の署名を添付して、請願の趣旨第1項ないし第6項のとおり請願します。

「情報は民主主義の通貨です」。市長や市議会議員 3 名が出席の本委員会ですが、公人というべき市民代表の委員名は非公開（秘密）、本委員会の委員長も決めず、審議の流れを示す録音データも非公開（秘密）です。市民に対する情報の流れが滞っています。小浜公園は、小浜市民をはじめとする利用者である人々の思いを大切にし、待ち望んだ春の青空とサクラ、美しい海と山を借景として空間の美を生かして整備していただけますよう、またモミジは海望山の山頂の風景として整備していただけますよう、市議会において、本請願が十分に審議されることを求めます。

以上

(別紙) 請願者名簿

請願者

〒917-0077 小浜市駅前町3-13
代表 松 宮 弘 恵

〒917-0057 小浜市小浜飛鳥5
井 上 なおみ

〒917-0082 小浜市小浜津島51
田 中 泰 子

〒917-0068 小浜市小浜日吉55-2
高 鳥 孝 夫

連絡先

〒160-0004 東京都新宿区四谷三丁目1番地3
第一富澤ビル3階
原後綜合法律事務所
三 宅 弘
TEL03-3341-5271
FAX03-3359-5975
E-mail miyake@hap-law.com

小浜公園の桜を守る会

【小浜市長・小浜市議会への請願書】

小浜市の「小浜公園エリアデザイン向上整備計画」では、「サクラ老木を撤去したあとにモミジを植栽する」案として、ローラースケート場の周り以外の多くのサクラを伐採することが提案されています。

しかし、私たちは、サクラを再生させることによる整備計画の見直しを請願します。
(整備計画の疑問点の詳細については、裏面をご覧ください。)

- 小浜公園のサクラは、新聞やテレビの桜日より春をつげ、何十年もの間市民や近隣の方々に愛でられてきました。60年以上前に中学生が植えた老木もあれば、最近植えた若木もあります。
- 桜は、種類を変えて土壌消毒や新しい土壌の客土によって再生できます。東京・目黒区や名古屋市黒川など全国の自治体では、サクラ再生の実行計画が進められています。地元の造園業者や植木職人等にも依頼して、小浜市中井の妙祐寺のしだれ桜や若狭町関の楊貴妃桜とともに、生きとし生けるサクラ再生のため、基金こそが予算化されるべきです。青井川沿いの整備されたツツジも、伐採しないで、残すべきでは？
- モミジの名所としては、小浜公園頂上の展望台周辺をモミジの名所にすることも考えられます。市の計画は、かつては子どもの遊び場であった佐久間艇長像から護国殿を経て展望台に至る通路や海側から登る通路が生かされておらず、展望台と星の広場周辺の大きなモミジの木を生かす計画になっていません。サクラの連作障害が重症であれば、展望台に至る里山全体を、奈良・吉野山のようなサクラの名所にすることも考えられます。世界の平和を求める海望山として！

小浜公園の老木を含む多くのサクラを守るために市民の声をあげましょう。

以上について、小浜市長・小浜市議会に要望するべく憲法16条に基づき請願します。

ご賛同の皆様には、下記の署名を宜しく願います。

小浜公園の桜を守る会

代 表 松宮弘恵 (〒917-0077 小浜市駅前町 3-13

小浜第4保育園園児から約70年公園の桜を愛でてきました)

連絡先 三宅 弘 (〒917-0065 小浜市小浜住吉9番地 [小浜住吉郵便局前自宅]、

電話 090-6004-8885 FAX 0770-52-6674)

(〒160-0004 東京都新宿区四谷 3-1-3 第一富澤ビル 3階

原後綜合法律事務所 電話 03-3341-5271 Email miyake@hap-law.com)

井上なおみ (〒917-0057 小浜市小浜飛鳥5番地 / 玄関先の緑のポストへ)

ご署名は、上記いずれかの住所氏名宛にお持ちいただくか、郵送またはFAX(0770-52-6674)してください。

(お名前)

(ご住所)

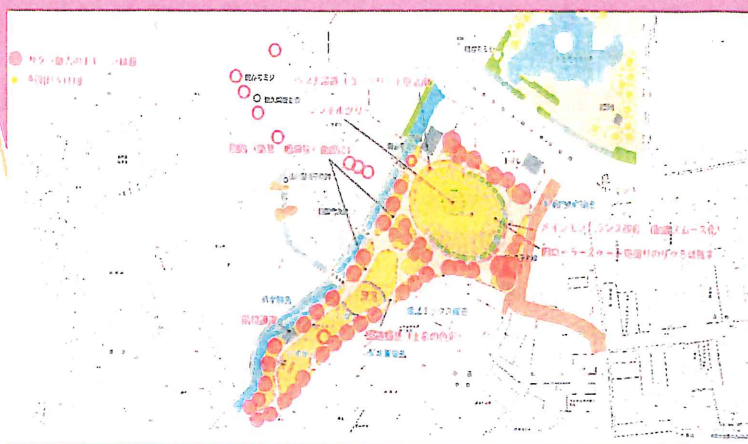
〈メッセージ〉	

※個人情報 は上記整備計画の見直し請願運動のためにだけ使用し、それ以外では使用しません。

疑問 なぜ？



— 海望山展望台・星の広場周辺
のみごとなモミジ —



— 妙祐寺・しだれ桜 —



— 若狭町関・楊貴妃桜 —

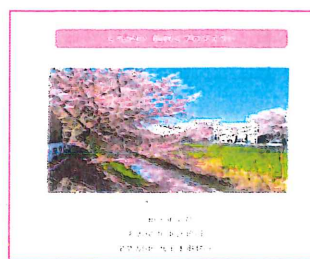
- ① みんなで手塩に育て愛でてきた小浜公園のサクラを、なぜ一律に伐採するのですか？ 1本1本、樹齢を調べてのことですか？ 市制70周年記念植樹のサクラの管理も十分ではありません。
- ② 小浜公園の老いたサクラも、市民のボランティアによるサクラ再生を計画し、妙祐寺・しだれ桜や若狭町関・楊貴妃桜のように末永く見守るために、基金作りなどをしないのはなぜですか？ 小浜市長の公約のふるさと納税や、クラウドファンディングの活用は？ 他の自治体では、連作障害を克服する、サクラ再生計画が主流です(下記再生計画参照)。公園のサクラは誇りであり評判です。
- ③ サクラが終わると、みごとに手入れされたツツジも愛でています。十分なハチの巣対策などをしていないままに、これを一律に伐採するのはなぜです？ 数年前には春の風物イサザ採りも楽しめた青井川での水辺遊びは、梅田雲浜顕彰碑前から海岸に至る場所で、既設のコンクリート河畔に行きやすい階段1つを作ることです。子どもの遊び場なら、未使用の駐車場も利用してください。
- ④ 青井川の対岸、海望山の麓から展望台や星の広場のある山頂までの計画がないのはなぜですか？ 嶺南振興局にもお願いして、小浜公園全体の計画を立ててください。佐久間艇長像から護国殿を経て山頂に至る通路、高成寺裏海岸から山頂に至る道路の整備、途中の石畳ベンチのある展望場所も樹木の適正配置・管理ができていません。
海望山全体の整備を、ボランティア任せにしないで、山全体を、モミジとサクラの山として、奈良・吉野山のように、小浜市街地からも見ごたえのある、かつ既存の展望場所からも小浜市街を見渡せるような山にしてください。
- ⑤ モミジは山頂を中心に山全体にみごとに育っています。また、サクラとモミジの公園なら、山手の水取北公園があります。県と市が協力して山全体をより一層愛でることができる整備計画にしないのはなぜですか？



奈良・吉野山



目黒区サクラ再生計画



黒川サクラ再生計画

必見!!

「練馬区・大泉サクラ
未来プロジェクト」
のInstagram